

平成23年1月からごみの収集日が変わります

本市では、「今後のごみ処理のあり方」についての諮問に対する行田市資源リサイクル審議会からの答申などを踏まえ、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」の収集回数を変更します。

「燃やせるごみ」の収集日

変更前	変更後
毎週 月～金曜日 (週5回)	毎週 月・火・水・金曜日 (週4回)

※「燃やせるごみ」を週3日間収集している地区は、収集日の変更はありません

「燃やせないごみ」の収集日

変更前	変更後
週1回	【忍・行田・佐間・持田・ 埼玉・下忍地区】 毎週月・木曜日(週2回) 【星河・長野・荒木・須加・北河原・星宮・ 太井・太田・南河原地区】 毎週火・金曜日(週2回)

※粗大ごみ・有害ごみ・資源物(缶・瓶・紙類・布類)の収集日は変更ありません

ごみ・資源物を出すときのお願い

- 家庭から発生するごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物の5種類に分別していただきますので、それぞれ地区で決められた集積所に出してください。
- ごみ・資源物は収集日当日の午前8時30分までに指定された集積所に出してください。
- 割れたガラスや瓶などを「燃やせないごみ」で出す場合は、紙や布などに包んで集積所へ出してください。
- 前日や夜間に出すと、不法投棄、放火、盗難などが起きやすくなりますので、絶対にやめてください。
- 集積所は、地区の方だけが利用できる場所です。きまりを守り、利用者全員で責任を持って管理してください。

家電リサイクル対象品の処分

平成23年7月にアナログテレビ放送が終了することにより、地上デジタル放送対応のテレビへの切り替えが必要となります。その際のテレビの処分については、エアコン・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機の家電製品と同様に家電リサイクル法の対象となりますので、廃棄物としての収集は行いません。

▶処分方法

- ①販売店に引き取りの義務がありますので、「収集・運搬料金」と「リサイクル料金」を支払って購入した店に引き取りの依頼をするか、買い替えの際に引き取りの依頼をする。
- ②市の許可を有している収集運搬業者に引き取りの依頼をする(「収集・運搬料金」と「リサイクル料金」が必要)。
- ③家電メーカーが指定する引き取り場所に直接搬入する(郵便局で「家電リサイクル券」に必要事項を記入し、「リサイクル料金」を納入後、廃棄する家電に貼る)。

※「家電リサイクル券」による納入金額は、家電の種類とメーカーにより料金が異なるため、あらかじめ種類、メーカーを確認しておく必要があります。

※収集運搬業者、引き取り場所は、市ホームページ「ごみの出し方」を参照するか、環境課に問い合わせください。

家庭系パソコンのリサイクル

デスクトップ本体、ディスプレイ、ノートパソコン、一体型パソコンは、PCリサイクルの対象です。

▶処分方法

- 不要になったパソコンは、各メーカーが引き取りますので、各メーカーに問い合わせください(平成15年9月以前に出荷されたパソコンはリサイクル料金が掛かります)。
- 回収するメーカーがないパソコン(自作や倒産メーカーなどのパソコン)を廃棄する場合は、一般社団法人パソコン3R推進協会に問い合わせください。☎03-5282-7685 ホームページ <http://www.pc3r.jp>

食用油を回収します

市では、使用済みとなった食用油や未使用の油を回収しています。ペットボトルなどの容器(瓶不可)に入れ、ふたを閉めて環境課または粗大ごみ処理場へお持ちください。

なお、地区の集積所での回収は行いません。

▶問い合わせ 同課環境業務担当 ☎556-9530